

令和4年鉢田市農業委員会6月定例総会議事録

日 時	令和4年6月24日（金）午後2時00分																																																																																	
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																	
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>欠</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>欠</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>				番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	欠	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																													
1番	新堀 隆	欠	13番	齊藤 新一	出																																																																													
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																													
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																													
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																													
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																													
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																													
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																													
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠																																																																													
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																													
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																													
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																													
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																													
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																																	
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																	
議事録署名人	7番 草野 克信 8番 平沼 要司																																																																																	
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																																	
議題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について 議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第5号 現況証明書の交付について 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第7号 農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)及																																																																																	

	<p>び最適化活動の目標の決定について 議案第8号 令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要望について 議案第9号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について その他</p>
事務局	<p style="text-align: center;">(開会)</p> <p>それでは、定刻となりましたので、令和4年鉢田市農業委員会6月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>どうも皆さん、こんにちは。大分今日は朝から温度も上がりまして、今年最高の気温になったことだと思います。うちの中にいまして、30度超えました。だから、皆さんのはうも相当暑く、午前中暑くて過ごし悪かったのではないかなと思います。鉢田市のほうも毎月毎月コロナのことでお話ししますけれども、今日の新聞では3名ということで、大分落ち着いてはきております。しかしながら、油断は禁物でございますので、ひとつ今までにこうやって農業委員の皆様方は誰ひとりともかかっていないことが一番いいのかなと私も思っております。今まででは福祉事務所のほうの2階でやっていましたけれども、半数ずつやっておりましたけれども、ちゃんと平常に戻って、こここの2階で全員参加でやれるということは非常にいいなと思っております。このような全員参加で、ひとつ皆さんでこの鉢田市のいろいろな3条、4条、5条、その他のことを皆さんで審議していただいて、非常によいと思います。</p> <p>いろいろ申し上げることはまだ少しあるのでけれども、今日は案件も大分多いので、私のほうからは今の言葉で挨拶とさせていただきます。これから慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は22名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会6月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することでご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、7番 草野克信 委員、8番 平沼要司 委員の両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 1番、新堀隆委員、20番、小沼藤雄委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	これより議事に入りたいと思います。
(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)	
議長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許

	可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>番号1番をご説明いたします。</p> <p>申請内容につきましては2筆、地目、畠、面積1,036平方メートルでございます。契約内容は普通贈与で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番、■委員の退席を求めます。</p> <p>(■番 ■ 委員退席 午後2時06分)</p>
議 長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
森作秀裕委員	<p>番号10番、森作です。■委員が当事者ということで、隣の地区の私が説明のほうを行いたいと思います。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは旧知の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで贈与契約がまとまったということでございます。その贈与契約に至った経緯というのは、東関道が通りまして、■さんと■さんが耕作している農地が隣接しているということでございまして、■さんのほうで贈与という形を取りたいということでございます。■さんは、サツマイモを中心として、サツマイモの経営規模拡大、増産するために申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のことから、譲受人は農業に従事しておりますので、問題がない、支障がない案件かと思われます。場所なのですが、場所は野友から台に上がりまして、ちょうど台の上辺りなのです。場所は私ちらっと見ておりました。</p> <p>つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。</p> <p>番号1番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	■番、■委員の入場を認めます。
	(■番 ■ 委員入場 午後2時09分)
議長	続きまして、番号2番から番号21番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番から番号21番までご説明いたします。</p> <p>申請件数につきましては20件、地目、田10筆、畠30筆、計40筆。面積は10万1,110平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買14件、普通贈与5件、交換1件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	番号2番について、地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。2番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、同じ大和田地区の知人の間柄で、今回■さんが自己所有地と隣接する畠と、大和田を離れ、水戸市に住む■さんが畠の管理ができなくなつたため、■さん所有の山林と■さん所有の畠を交換することが円満にまとまったそうです。■さんは、サツマイモ、水稻を栽培する専業農家で、経営面積も1万3,000平方メートル以上あり、取</p>

	<p>得後はサツマイモを栽培するそうです。</p> <p>以上のような理由から、下限面積など支障はないと考えられ、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号3番から番号6番について、地元委員の説明を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。</p> <p>■さんの売買の件です。■さんは、■さんとは知人の間柄でございます。このたび■さんが経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、作物はサツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も7ヘクタールあります。■さん自身も熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するため申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。</p> <p>つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p> <p>続いて、4番のほう、4番も同じく■さんです。■さんも■さんとは知人の間柄でございます。このたび■さんの■ということで売買が円滑にまとまったということでございます。■さんは、作物、サツマイモなどを中心とした農家であり、サツマイモを増産するため申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。</p> <p>つきまして、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題がないと思われますので、よろしく審議のほどお願ひします。</p> <p>それでは、5番のほうを説明します。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買が円滑にまとまったということでございます。■さんは作物、葉物などを中心とした農家であり、経営面積も2ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物、コマツナなどを増産するため、申請地を取得したいということでございます。</p>

	<p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。</p> <p>つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしく審議のほどお願いします。</p> <p>それでは、6番について説明します。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買が円滑にまとまったということでございます。■さんは、作物、葉物などを中心とした農家であり、経営面積も2ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物、コマツナを増産するために申請地を取得するということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。</p> <p>つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題がないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	<p>9番、長峰です。第3条、■さんの案件を発表します。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで贈与計画が円満にまとまったということでございます。■さんは、米などを中心とした農家であり、経営面積も1.3ヘクタールあり、本人も熱心に取り組んでおります。もともと貸し借りしていた土地を、今回贈与になったそうです。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に150日以上従事しており、取得後も事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。</p> <p>つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議長	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口正重です。申請番号8番についてご説明いたします。

	<p>ございます。このたび [REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED] [REDACTED]さんは、3ヘクタール、作物、イチゴなどを中心とした農家で、経営面積も3ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物、イチゴの増産をするため、申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業を常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。</p> <p>つきましては、農地法第3条第2項、権利移動に係る許可要件について問題ないとと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	それでは、番号9番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。9番について説明します。</p> <p>譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子の間柄です。このたび相続のための贈与ということで親子の話合いが決まり、所有権移転ということになりました。[REDACTED]さんの話では、今現在教育事務所に勤めておりまして、定年までは鉢田小学校の校長をしておりましたということです。私も夏のたんぽ道の水くれなどを一緒にしておらず、真面目な人柄だと思っていました。何ら問題ない案件だと思われますので、よろしくご審議ください。</p>
議長	それでは、番号10番から番号12番について地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	<p>23番、箕輪です。10番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは知人の間柄です。譲受人は、譲渡人の畑を借りて作付けしており、譲渡人から買ってくれないかということで売買契約が円満にまとまったということであります。譲受人の[REDACTED]さんは、葉物を中心とした農家で、葉物の増産をするために申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、権利移動に係る許可要件についても問題ないと 思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続いて、11番について説明いたします。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは不動産業者を通した間柄であります。このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとったということであります。譲受人の[REDACTED]さんは、葉物、メロン、トマトを作付けしており、経営面積も多く、出畠も多いので、この</p>

	<p>申請地は家の近くなので、管理しやすいということです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、権利移動に係る許可要件についても問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続いて、12番について説明いたします。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは不動産業者を通した関係であります。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまりましたということです。譲受人の■さんは、葉物を中心とした大規模農家であります。葉物の増産を図るために申請地を取得したいということです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、権利移動に係る許可要件についても問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号13番から番号16番について地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。13番についてご説明します。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、同じ地区の知人の関係だそうです。■さんが農業を縮小しようと思い、■さんに相談したところ、規模拡大を考えていた■さんとの間で売買の話がまとまりました。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>続きまして、14番について説明いたします。譲受人、■さんは、米を中心とする大規模農家で、家族、従業員さん5名でライスセンターを経営しています。13番で説明した■さんとは友人の関係で、■さんの土地の隣地を耕作していることで売買の話がまとまりました。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、15番について説明いたします。■さんと■さんは親子の関係です。父親の■さんが病気になり、農業をするのが困難になり、息子さんに贈与をするという案件です。何の問題もない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、16番について説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親類関係で、農業を縮小しようと考えていた■さんが■さんに相談して、話がまとまりました。■さんは、父親から贈与される農地と今回の土地で農業経営の安定化と規模拡大をしたいとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議長	続きまして、番号17番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番です。17番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは、元は近所の間柄でございましたが、■さんの相続した土地が■さんの近所であった関係で、■さんに今回土地を売つてもらうということで売買契約が成立したそうでございますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。</p>
議長	続きまして、番号18番について地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。18番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、近所でお知り合いとのことです。このたび■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということです。■さんは、ホウレンソウ、コマツナを栽培しており、取得後も耕作されると思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	続きまして、番号19番について地元委員の説明を求めます。
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。19番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは知人であります。申請地は、■さんの農地と隣り合わせであります。■さんは申請地を相続したもので、今現在石岡市在住で会社員であります。農業経営を考えておらず、申請地が■さんの農地と隣接していることから贈与したいということで、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、畜産業を中心とする6.4ヘクタールの経営面積もあり、さらなる増産をするため申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のようなことから、譲受人は常時畜産業に従事しており、取得後も事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p>
議長	続きまして、番号20番について地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	<p>17番、関根薰です。20番の説明をいたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親子の間柄でございます。このたび■さんの経営安定化、交換という贈与契約が円満にまとまったということでございます。■さんは</p>

	<p>ハウスなどを中心とした農家であり、今後増産するため申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しております。取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件も、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。</p> <p>つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないとと思われますので、どうぞご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	続きまして、番号21番について地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	<p>24番、梶間です。21番について説明します。</p> <p>この案件は、譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]で[REDACTED]を通した売買契約でございます。このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。事前の土地所有者は、[REDACTED]さんです。大沼さんは、イチゴを中心とした農家であり、経営面積も34ヘクタールであります。イチゴ増産のための申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないとと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	それでは、番号2番から番号21番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番から番号21番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2から番号21番を申請どおり許可と決定いたします。

	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	<p>番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積1,507平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用資材置場・倉庫、342.95平方メートル。事由、平成25年頃に農地法の許可を得ずに農機具格納庫及び作業所として整備して使用しておりましたので、是正の申請をします。</p> <p>なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。
長峰克巳委員	<p>9番、長峰です。1番について報告します。</p> <p>去る6月15日に7番、草野委員さん、8番、平沼委員さん、そして私長峰で、あと事務局の方で現地調査を行いました。場所については、1ページの左側になります。県道小川鉢田線の小川のほうに向かって、オオタ商店って昔あったのですけれども、そこの信号を、交差点を左に曲がって、巴川の粟野橋を越えて200メートルくらい直進した左側になります。申請人の[REDACTED]さんは、サツマイモを主体に大規模な農業経営をされております。申請地にも作業場、農機具置場、倉庫を農地法の許可を得ずに整理して利用していましたが、今回是正の申請をしたいとのことです。</p> <p>農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>第2種農地で、位置、環境は住宅と山林に囲まれた地域による集団性の低い農地であります。</p>

	以上です。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	手続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、田、面積279平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、94.19平方メートル。事由、現在婚約者との結婚を控えており、結婚後の新居として申請地に自己住宅を建築したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。2番について報告いたします。 場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いいたします。申請地は、都市計画区域内の第1種居住地域ではあるが、原則転用可能で、自己住宅建築を許可できる状況であり、農地区分は第3種農地と判断しました。 農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。

海東一委員	6番の海東です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、地図1ページ右側を御覧ください。新鉢田西2丁目5-1、境橋より南西100メートルぐらい、そこに宮下公園があるのですが、道路を挟んで南西の場所にあります。このたび申請人、████████さんが申請地で一般個人住宅を建設したいというので、農地転用の申請をされたとのことです。████さんは会社員で、婚約者と2人で現在アパートに生活しているということです。また、申請地は、平成10年頃、区画整理法により国で田を埋立て、現在は畠になっています。 問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号3番、申請地、██████████、地目、畠、面積507平方メートル。申請人、██████████、██████████。転用施設、自己住宅、72.87平方メートル。 事由、農業を営んでおります。現在実家に住んでいますが、家族が増え手狭なため、実家に隣接する申請地に自己住宅を建築したい。また、平成24年頃より農地法の許可を得ず農業用機械格納庫・農業用物置として利用しておりましたので、併せて是正の申請をいたします。 なお、この案件につきましては、一部使用されているため、始末書が添付されています。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ

	ます。 以上でございます。
議 長 長峰克巳委員	現況調査員の調査報告を求めます。 9番、長峰です。3番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員にお願いいたします。 住宅に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断しました。農地基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 関根薰委員	地元委員の説明を求めます。 17番、関根薰です。説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図の2ページを御覧ください。勝下地区集落センターから西へ数百メートルの箇所にあります。このたび申請人、[REDACTED]さんが申請地で自己住宅建築、駐車場などということで、農地転用の申請をされたことです。追加情報として、申請人の職業、家族構成、転用事由から問題ないという案件に思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	<p>番号4番, 申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積1, 487平方メートル。申請人, [REDACTED] [REDACTED]。転用施設, 駐車場・農機具置場・進入路, 143平方メートル。</p> <p>事由, 現在申請地に農地法の許可を得ず農業用機械置場及び従業員の駐車場として使用しておりましたので, 是正の申請をします。また, 併せて進入路を整備したい。</p> <p>なお, この案件につきましては, 一部使用されているため, 始末書が添付されています。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
長峰克巳委員	<p>9番, 長峰です。4番についてご報告いたします。</p> <p>場所については, 地図2ページの右側になります。詳細につきましては, 地元委員にお願いいたします。</p> <p>申請地は, 集団的に存在する農地の地域であり, 農地区分としては第1種農地と判断しましたが, 農業用施設を整備し, 使用しているため, 例外的に許可できます。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置, 環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	<p>22番, 井川です。現地調査員の皆さん, 大変ご苦労さまでした。</p> <p>地図は, 2ページの右側です。市道の箕輪から鹿田へ抜ける市道沿いにあります和岡集落センターより北側200メートルぐらいのところが申請地でございます。細長くなっているのが進入路ということです。申請人の[REDACTED]さんですが, 申請地で駐車場, 農機械置場, 併せて進入路を整備したいということで, 農地転用の申請をされたということでございます。[REDACTED]さんは, 以前より野菜を中心とした大規模経営をしており, このたび娘さん夫婦も4月より東京より移り住み, 家業に専念しております。今回周辺の整備をしたいということであります。</p> <p>問題のない案件と思われますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号5番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積941平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 転用施設、貸し駐車場、941平方メートル。 事由、ドライブイン51号の駐車場が手狭なため、隣地を整備して貸し駐車場としたい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。5番について報告いたします。 場所は、地図3ページの左側です。詳細は、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される駐車場として例外的に許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。5番について説明いたします。 地図3ページの左側になります。ここは、国道51号線の近くにドライブイン51号がありまして、その駐車場に少しあはかかってい</p>

	るのですが、このたび [] さんが駐車場にして、ドライブイン51号に貸すということで円満に貸し借りの内容が成立したそうでございますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。
議長	番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)
議長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、許可を受けた土地、変更前、[] 畦、4, 427平方メートル。変更後、[] 畦、4, 245平方メートル。転用事業者、[] [] [] 転用施設、旭統合小学校、6, 55平方メートル。 事由、譲渡人申出により、許可を受けた土地の一部を隣接する譲渡人所有の土地と一体的利用を検討しているため、一部を残地として残す必要ができた。当初許可年月日、令和4年5月16日。 この案件につきましては、5条番号15番と同時申請となってお

	<p>ります。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。5条の規定による計画変更について報告いたします。</p> <p>去る6月15日に現地調査を行いました。場所は、地図3ページの右側です。詳細は、地元委員さんにお願いいたします。</p> <p>申請地は、譲渡人申出により許可を受けた土地、グラウンド部分の一部182平方メートルを隣接する集合住宅地との一体的利用を検討しているため、一部を残地として残す必要ができたためです。現地を確認したところ、測量されてくいが打ってありました。周囲は集団的に存在する農地の地域にあるが、土地収用法を使用することができる事業のため、例外的に許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。1番についてご説明いたします。</p> <p>現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページ右側を御覧ください。旭中体育館脇から南側へ450メートルほど進み、突き当たりを左側へ120メートル進んだ左側にあり、申請地は令和4年2月に農地法第5条の規定により許可申請を行い、令和4年5月16日に農地法第5条の許可が下りましたが、譲渡人の申出により許可を受けた土地の一部を隣接する譲渡人所有の土地と一体的利用を検討しており、一部を残したいということで、今回農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請をしたところで、何ら問題ありませんとご報告させていただきます。</p>
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり承認することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり承認することに決定いたします。
	(議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議長	続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積499平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、90.67平方メートル。 事由、農業に従事しております。現在祖母と両親、妻と同居していますが、子供が生まれる予定で手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
長峰克巳委員	9番、長峰です。この間、草野委員さんと平沼委員さんと長峰の3人で現地調査を行ってきました。 4ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員にお願いいたします。 集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できます。農地は第1種農地であります。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見とし

	て可と判断しましたので、ご報告いたします。
議長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	<p>11番、小沼です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでございました。</p> <p>場所は、地図の4ページの左側を御覧ください。旭公民館に約800メートルぐらいの位置にあり、地元の自治会館の反対側に位置しております。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子の関係でございます。このたび譲受人、[REDACTED]さんが申請地に自己住宅を建築するということで贈与するということでございます。</p> <p>[REDACTED]さんは、両親、農業実習生2人と一緒に農業後継者として農業に従事しております。現在祖母と両親、妻と同居しております、6月に子供が生まれる予定であり、現住居が手狭になるため、申請地に住宅を建築したいということでございます。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号2番、権利、使用貸借権。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積461平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、鉢田市大竹19番地、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫、172.24平方メートル。</p> <p>事由、農業用機械の大型化・必要資材の多様化による資材置場が不足しているため、申請地に農業用倉庫を整備したい。</p>

	<p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願ひいたします。</p>
平沼要司委員	<p>8番の平沼です。2番について報告をします。</p> <p>去る今月の15日に7番、草野委員、平沼、長峰委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、4ページの右側、国道から200メートルくらい海岸のほうに行った場所です。詳細については、地元の委員さんにお願いします。申請地は畑であり、農地区分は第2種と判断いたしました。農地転用基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断したので、報告いたします。</p> <p>それでは、私地元の委員なので、口述をこれから行います。現況調査委員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、今言ったとおり、地図4ページを御覧ください。国道51号より200メートルくらいの場所で、海岸の防風林との境辺りです。譲渡人さん、■さんと譲受人さん、■さんは親子の関係でございます。このたび譲受人さん、■さんが申請地で農業用倉庫の整備をしたいということで、使用貸借権が円満にまとまったということでございます。問題がない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号3番、権利、賃貸借権。申請地、[REDACTED] [REDACTED]、地目、田、面積350平方メートル。同じく [REDACTED]、地目、田、面積310平方メートル。賃借人、 [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人、[REDACTED], [REDACTED] [REDACTED], [REDACTED]。同じく申請地、[REDACTED] [REDACTED], 地目、田、面積730平方メートル。賃貸人 [REDACTED], [REDACTED]。同じく申請地、[REDACTED] [REDACTED], 地目、田、面積800平方メートル。同じく [REDACTED]、地目、田、面積800平方メートル。賃貸人、[REDACTED] [REDACTED], [REDACTED]。計5筆、2,990平方メートル。転用施設、地組 ヤード、2,990平方メートル。</p> <p>事由、東関東自動車道の建設に伴う塔ヶ崎鋼上部工A1橋架設に 係る地組（機械組立・解体）ヤードとして整備したい。許可日から 2年間の一時転用となります。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ ます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明お願ひいたします。
長峰克巳委員	<p>9番、長峰です。</p> <p>農地区分は第1種農地、場所は5ページの左側になります。位置、 環境は、集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的な転用であるため許可できる。農地転用基準から判断して、転用目的、位置、 環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合 意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>場所は、5ページの地図を見てもらって、よこ多という食堂屋さん なのですけれども、そこをずっと中へ入ってもらって、その近く です。譲渡人、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんと地組 ヤードの契約で、賃貸契約が円満にまとまったということでござい ます。申請地は、高速道路の地組ヤードにするということです。よ ろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号4番、権利、使用貸借権。申請地、[REDACTED]、 地目、畠、面積369平方メートル。使用借人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。 転用施設、自己住宅、82.5平方メートル。</p> <p>事由、現在両親と同居しておりますが、子供が生まれ手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。4番について報告いたします。</p> <p>場所は、地図5ページの右側です。詳細は地元委員さんお願ひいたします。</p> <p>申請地は、宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地で、自己住宅等建築できる状況であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。4番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は、5ページの右側になります。国道51号線沿いを鹿嶋のほうに向かいまして、飯島畜産というお店があるのですが、その裏側のところにあります。譲渡人と譲受人の[REDACTED]さんは親子の間柄でございます。両親と同居</p>

	しておりますが、子供が生まれ手狭になり、申請地に住宅を建築したいとのことです。よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号5番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積646平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備、258.17平方メートル。 事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。現地調査です。 位置、環境、鹿島臨海鉄道大洋駅から300メートル以内です。 6ページの左側の赤く塗ってあるところの①番です。それで、大洋駅から300メートルということで、農地区分が第3種農地になります。3人の総合意見として可としました。詳しくは地元の委員さんにお願いします。
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。

菅谷美尚委員	4番、菅谷です。この案件は、5番、6番が一緒なので、初めに6番も説明してもらってからの説明でよろしいでしょうか。
議長	6番の説明を事務局お願ひします。
事務局	では、番号6番、権利、売買。申請地、[REDACTED]地目、畠、面積1,811平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備、443.78平方メートル。 事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
	以上でございます。
議長	では、現況調査員の方、6番の説明をお願いいたします。
平沼要司委員	地図6ページの左側です。鹿島臨海鉄道の先ほどと同じ大洋駅から300メートル以内であります。それで、農地区分は第3種農地です。総合意見として可と判断しました。あと現地の委員さんに説明は詳しくお願いします。
議長	では、地元委員の説明を求めます。5番、6番、続けてお願ひします。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。5番、6番が会社は違うのですけれども、代表者が同じ案件なので、一緒に説明させていただきたいと思います。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。地図6ページの左側になります。臨海鉄道大洋駅入り口の反対方向から入り、1つ目の十字路を左折して約200メートル左側になります。再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号5番、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。

	第3種農地の転用をちょっと忘れてしまったから教えてもらいたいのだけれども。町内の先ほどの3種農地は分かるのですけれども、こっちのほうのやつは分からないから。
議長	では、事務局のほうで。
事務局	事務局、鬼澤です。 第3種農地についてなのですが、複数の要件がありまして、今回の該当する内容だけ説明させていただきますと、鹿島臨海鉄道に限らずなのですが、電車の駅の中心から300メートル以内に関してが第3種農地となります。500メートル以内になると第2種農地となります。いずれに関しても、原則転用できる農地となりますので、太陽光発電設備の設置が可能になるということになります。 以上です。
議長	よろしいでしょうか。
大貫修一委員	ありがとうございました。分かりました。
議長	それでは、番号5番、6番について質疑に入りたいと思います。 番号5番と6番、質疑ありますでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	では、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番、番号6番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号5番、番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	番号7番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積1,467平方メートル。譲受人については、番号5番と同一でございます。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備、443.78平方メートル。

	<p>事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。 位置、環境ですが、6ページです。6ページの左側です。間違えました。右側の1番です。位置、環境に関しては、鹿島臨海鉄道のこれも大洋駅から300メートル以内ということで、農地区分は第3種農地になります。3人の総合意見として可としました。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。7番についてご説明いたします。 ただいま現地調査員の平沼さんがお話ししてくれたとおりの位置でございます。地図は、6ページ右側の三角の部分であります。譲渡人、■さんと譲受人、■、■さんは、太陽光売電事業で知り合いになり、固定買取制度による売電を行うため、申請地に太陽光発電設備を設置したいとのことです。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	それでは、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたしました。 続きまして、番号8番からまだあるのですけれども、1時間半たっておりますので、ここで暫時休憩を5分間取りたいと思います。</p>
	休 憩 午後3時28分

	再 開 午後3時35分
議 長	休憩前に引き続き、始めたいと思います。
議 長	番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号8番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積1, 121平方メートル。譲受人につきましては、番号5番、番号7番と同一でございます。譲渡人、[REDACTED] [REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備、443, 78平方メートル。 事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
	以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番の平沼です。 地図6ページの右側の2番の位置になります。これが大洋駅から300メートル以内ということで、農地区分は第3種農地です。それで、総合意見として3人で可としました。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。8番について説明いたします。 地図は6ページの右側になります。ここの場所なのですけれども、先ほどと同じですけれども、私のほうから言いますと国道51号線を鹿嶋のほうに向かいまして、大洋支所入り口を入りまして鹿島臨海鉄道の大洋駅のちょうど前の辺りになるところです。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]さんは、先ほどと全く同じ内容でありますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議 長	番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決をいたします。</p> <p>番号8番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号9番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積1,570平方メートル。譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場。1,570平方メートル。</p> <p>事由、在日タイ人の集会所の既存駐車場が手狭なため、申請地に駐車場を増設したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。9番について報告いたします。</p> <p>場所は、地図7ページの左側です。詳細は、地元委員さんにお願いいたします。</p> <p>申請地は、鹿島臨海鉄道大洋駅から500メートル以内であるが、周辺のほかの土地に立地することができないため、駐車場増設を許可できる状況であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。9番について説明いたします。</p> <p>ここは、大洋駅から直線で500メートルぐらいあるところで、我々が判断して第1種農地かなと思ったら、周りに山林がありまして、第2種農地になっております。それで、これは[REDACTED] [REDACTED]さんという方が七、八年ぐらい前からここにタイ人の礼拝所というのか、月に1回から2回集まって礼拝をしているような施設</p>

	が中のほうにありますて、どんどんこれから人数が増えて、皆さん車で来るものですから駐車場が手狭になって、毎年のように周りに駐車場を広げている状態でございます。それで、また今回■さんのお土地を買って駐車場を整備したいということで申請でござりますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。
議長	番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。
大貫修一委員	19番、大貫です。 私もずっと前に現地調査へ行ったことがあるのですけれども、この場所がどんどん、どんどん広がって、地域住民の人は外国の人がいっぱい来て不安だとか、そういう話はないでしょうか。
議長	私のこれは案件でございますけれども、私議長だからそれには永井委員に頼んで説明してもらってありますけれども、私が考える立場上は、そういう話は全然盛り上がっておりません。今のところ、そういうトラブルも何も自立ったものもないような、そんな感じでございます。旗は、日本の日の丸の旗とタイの旗と、あと何かの旗を3本立てて、かなり広い敷地を有しておるような、そんな状況です。目立った活動をしているようなそんな状況は見られないから、地元の人もあまりよく分らないような感じだね。陸橋からよく見えるのですけれども。
大貫修一委員	地元の人たちから何か不満がなければ大丈夫だと思います。ありがとうございます。
議長	そういうことでございますので、9番について質疑、そのほかにないでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。

議長	続きまして、番号10番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号10番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]地目、畠、面積571平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、90.26平方メートル。</p> <p>事由、現在借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となつたため、申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。10番について報告いたします。</p> <p>場所は、地図7ページの右側です。詳細は、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。10番について説明いたします。</p> <p>地図は7ページ右側になります。国道51号線から大洋支所のほうに向かいますと、すぐのところにセブンが左側にあります。そこを曲がりまして300メートルぐらいのところの位置になります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは、おじと姪との間柄だそうです。このたび借家に住んでいた須澤さんが自己住宅を建築したいとのことです。</p> <p>よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決のほうをいたします。</p> <p>番号10番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号10番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号11番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号11番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積1,913平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備、491.20平方メートル。</p> <p>事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	地図8ページの左側です。位置、環境、宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地である。農地区分は第2種農地となっております。総合意見として可といたしました。詳しいことは地元委員にお願いします。
議長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。11番について説明いたします。</p> <p>地図は8ページ左側になります。国道より西にある農免道路からさらに1キロメートルぐらい西のほうに入りました山の中にあるところです。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]さんは、太陽光発電事業で知り合い、固定買取制度による売電を行うため、申請地に太陽光発電設備を設置したいとのことです。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議長	番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号11番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号11番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号12番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号12番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積518平方メートル。譲受人につきましては、番号11番と同一でございます。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。同じく[REDACTED]、地目、畠、面積565平方メートル。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。計2筆、1,083平方メートル。転用施設、太陽光発電設備。412.90平方メートル。 事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。 地図8ページの左側です。位置、環境ですが、宅地と山林に囲まれた地域である集団性の低い農地であります。農地区分は第2種農地です。総合意見として可としました。地元委員さんの説明をお願いします。
議長	地元委員の説明を求めます。

菅谷幸子委員	21番、菅谷です。12番について説明いたします。 地図は8ページの左側でありますて、先ほどと同じ場所にあります。譲渡人が■さんに代わっただけでありますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	それでは、番号12番について質疑に入ります。質疑を許します。どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。■さんは、これは夫婦なのですか。■さんと■さんは番地違いますけれども。赤の他人ですか。親戚ですか。どうもありがとうございました。
議長	そのほかに質疑ありますでしょうか。
菅谷幸子委員	すみません。今の大貫さんのことでちょっと付け加えますと、この土地は多分名義が2人になっていたのだと思うのです。それで、こういうふうになっていたのだと思います。
議長	それでは、質疑に入りたいと思いますが、そのほかに質疑はありますでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	では、質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号12番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号12番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号13番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号13番、権利、売買。申請地、■、地目、畠、面積1,162平方メートル。譲受人、■、■、■、■。譲渡人、■、■、■。転用施設、太陽光発電設備、439平方

	<p>メートル。</p> <p>事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>8番の平沼です。</p> <p>地図8ページの左側になります。位置、環境、宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であります。農地区分は第2種農地とします。総合意見として可としました。地元農業委員さんの詳しい説明をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。13番について説明いたします。</p> <p>地図は8ページの左側であります。11番、12番と同じ箇所になります。内容は先ほどと同じであります。譲渡人が■さんで、譲受人の■さんが、今回は■、■になっているのです。先ほどまでは■、■さんでしたが、そこが違いますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>番号13番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号13番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号13番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議長	<p>続いて、番号14番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>

事務局	<p>番号14番, 権利, 貸借権。申請地, [REDACTED], 地目, 田, 面積414平方メートル。[REDACTED], 地目, 田, 面積389平方メートル。同じく[REDACTED], 地目, 田, 面積353平方メートル。計3筆, 1, 156平方メートル。貸借人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。貸貸人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 休憩所・資材置場・駐車場, 41. 25平方メートル。</p> <p>事由, 東関東自動車道整備工事の現場近くに休憩所・資材置場及び駐車場を確保するため, 申請地を整備し一時的に利用したい。令和4年6月26日から3年間の一時転用となります。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
長峰克巳委員	<p>9番, 長峰です。地図は8ページの右側になります。</p> <p>位置, 環境は, 集団的に存在する農地の地域にあるが, 一時的な転用であるため許可できる。農地区分は第1種農地であります。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置, 環境, 実現の確実性, 計画面積など, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
森作秀裕委員	<p>10番, 森作です。現況調査員の皆様, 大変ご苦労さまでございました。</p> <p>地図については8ページの右側, コメリの資材館の脇の道というのですか, 細い道を西のほうに行ったところに申請地はございます。その①, ②, ③の場所になります。貸貸人, [REDACTED]さん, それから貸借人, [REDACTED]さんとの間で貸借権が設定されたということです。[REDACTED]さんのほうは, 東関道のほうの工事現場付近に休憩所, 資材置場, 駐車場等を一時的に造って利用したいということなので, 問題がない案件かと思いますが, ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	番号14番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決をいたします。</p> <p>番号14番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号14番を申請どおり許可と決定いたします。
事務局	<p>続きまして、番号15番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号15番につきましては、議案第3号、番号1番で事業計画変更申請の承認をした案件となります。番号15番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積4,245平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、旭中学校区統合小学校、6,555平方メートル。</p> <p>事由、児童が減少し、学校の小規模化が進んでいることから、充実した教育が受けられる教育環境を整備するため、統合小学校を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。15番について報告いたします。</p> <p>場所は、地図9ページの左側です。詳細は、地元委員さんにお願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、土地収用法を使用することができる事業のために例外的に許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。15番を説明いたします。</p> <p>1番の案件で説明したとおりで、児童が減少し、学校の小規模化</p>

	が進んでおり、充実した教育が受けられるよう教育環境を整備するため、旭中学校地区統合小学校を整備したいという理由で、問題ない案件かと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号15番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号15番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第5号 現況証明書の交付について)
議長	続きまして、議案第5号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、届出地、[REDACTED]、登記簿地目、畠、面積919平方メートル。利用状況、資材置場。申請人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。変更年月日、平成7年以前。確認年月日、令和4年6月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。1番について報告いたします。 去る6月15日、7番、草野、8番、平沼委員、9番、長峰委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図9ページ

	の右側です。現地確認したところ、資材置場として碎石が敷かれ、プレハブ小屋があり、倉庫も建っていました。平成7年頃から既に使用している状況でした。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断しましたので、報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	<p>18番、海老原です。番号1番の現況証明についてご説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。調査員の報告のとおりでございます。場所は、地図9ページ右側です。県道110号線、石ハ戸の交差点を左折して、鉢田サンハウス十字路を右に300メートルくらいの位置にあります。スーパーハウスや碎石などで敷きならしており、資材置場として整備が完了しております。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>番号1番を申請どおり現況証明書を交付することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。
議長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号2番、届出地、[REDACTED]登記簿地目、畠、面積852平方メートル。利用状況、のり面(山林)。申請人、[REDACTED] [REDACTED] 变更年月日、平成11年以前。確認年月日、令和4年6月15日。非農地証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願ひいたします。

長峰克巳委員	<p>9番、長峰です。去る15日に7番、草野委員、8番、平沼委員、9番、長峰と事務局で現地調査を行いました。</p> <p>場所については、山林だったのがのり面になっております。地図は、10ページの左側になります。また、県道小川鉢田線の小川に向かってオオタ商店の交差点を左に曲がって栗野橋を越えて200メートルぐらいの直進した左側になります。現地調査を行いまして、非農地証明は可ということです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番を申請どおり現況証明書を交付することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。</p>
<p>(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>	
議 長	<p>続きまして、議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	申請件数につきましては25件、合計で62筆、面積20万4,

	<p>114平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借20筆、使用貸借42筆となっております。内訳につきましては、新規が14筆、再設定28筆となっております。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、9番、長峰克巳委員の退席を求めます。</p> <p>(9番 長峰克巳 委員退席 午後4時12分)</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>議案第6号を申請どおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議長	<p>9番、長峰克巳委員の入場を認めます。</p> <p>(9番 長峰克巳 委員入場 午後4時13分)</p> <p>(議案第7号 農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)及び最適化活動の目標の決定について)</p>
議長	続きまして、議案第7号 「農地等の利用の最適化に関する指針

	の見直し（案）及び最適化活動の目標の決定について」を議題といたします。
議長	指針を見直すに当たり、基本となる目標の設定について農政部会に5月総会時に付託をしております。目標の決定についてを農政部長から報告をお願いします。
坪沼美知子委員	<p>2番、坪沼です。報告いたします。農政部会より、議案第7号「農地等の利用の最適化に関する指針の見直し（案）及び最適化活動の目標の決定について」を説明いたします。</p> <p>近年、後継者の減少や高齢化などの担い手不足により、遊休農地の増加に代表される農業の様々な問題において、農業委員会の役割として農地利用の最適化活動が重要な業務となってきています。国の方針として、農業委員会は最適化の目標を定め、活動実績の会議を行うよう求めており、一定の活動実績が認められない場合は交付金の対象とされない旨通知されております。</p> <p>このような状況から、先月の総会終了後に農政部会を開催し、最適化活動の目標の設定及びそれに基づく指針の改定について審議、決定いたしました。内容につきましては、資料1と2に記載されているとおりとなります。なお、総会で可決された後は、茨城県農業会議へ報告し、併せてホームページに掲載するになります。</p> <p>指針案及び目標の詳細については事務局より補足の説明をいたします。</p> <p>以上となります。</p>
議長	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	<p>事務局の井川です。補足の説明をさせていただきます。</p> <p>先ほども農政部長のほうから報告がありましたとおり、最適化の目標の設定及び指針の策定が農水省のほうから通知されております。まず、資料2を御覧ください。資料2、令和4年度最適化活動の目標の設定等ということで、こちらにつきましてはまず最初の1ページですが、こちらは農業委員、推進委員の数、農業センサスに記載されている農家数や耕地面積などを記載しております。</p> <p>次のページからが具体的な目標の設定となっておりまして、農地の集積につきましては令和12年度までに66%の集積を目指すということで、そこから逆算した集積率として本年度末までに44.1%の集積を目標ということをしております。</p> <p>次に、遊休農地の解消ですが、こちらも令和3年度末現在の数値を、荒廃度による区分ごとに解消目標を設定しております。</p>

	<p>次のページです。新規参入の促進ということで、こちらにつきましては過去3年間の土地取引、土地取引というのは皆さんがこういった総会で審議していただいた3条での権利移転や利用権設定の面積の平均値の1割、こちらを新規参入者への貸付け可能な農地として確保することということで、こちらにつきましては33ヘクタールを目標として設定することになります。</p> <p>また、農業委員、推進委員の活動目標として、毎月10日を1人当たりの活動日数の目標として設定しております。こちらにつきましては、以前も説明させていただきましたが、農水省のほうで10日を目安に設定しなさいということですので、その数字になります。</p> <p>また、その下、活動強化月間を設定しなさいと、最低3回は設定しなさいということですので、こちらに令和4年8月、こちらは遊休農地パトロール、推進委員さんが中心にやるものなのですが、遊休農地の解消ということで実施いたします。</p> <p>すみません。ちょっと訂正なのですが、令和4年10月となっている農地の集積に関しては12月です。すみません。失礼いたしました。</p> <p>それと、その下の新規参入の促進、利用意向調査を実施し、可能な農地の洗い出しを行うということなのですが、これは令和5年の3月になります。すみません。失礼いたしました。正式に提出する書類としましては、そこは今言ったように修正させていただきます。</p> <p>最後に、新規参入相談会への参加目標ということで、現状で開催内容、日程等は未定ではありますが、1回以上の参加を目標として設定しております。この目標設定に併せて、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、資料1のほうです。こちらのほうも見直す必要があることから、資料1のとおり見直し、これ（案）と入っていないのですが、（案）として提出させていただきました。内容としましては、記載内容、目標年度とか、そういうものが先ほどの資料2とは若干異なるため、数値等に若干の違いはありますが、基本的には目標設定に沿ったものとなっておりまして、詳しい内容の説明につきましては割愛させていただきます。</p> <p>以上が補足説明となります。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。質疑を許します。</p> <p>どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。</p> <p>遊休農地をうまく活用するようにという方針なのですけれども、</p>

	<p>私もいろんな畑を作って、北に壁が立っているところとか、そういうところは何を作っても駄目なのです。それで、そういう畑は結局作らなくなってしまって草ぼうぼうになったりして、ちょっと見栄えは悪いのですけれども、仕方ないと思うのです。それでも、鉢田市の遊休農地で畑を遊ばせておくとかと言われても、そういうところはやっぱり作れないから、やっぱりちょっと難しい面もあると思いますけれども。ただ、作ればいいというものではなく、お金をかけて作るのだからいいものを作らないとやっていけなくなってしまうから。意見です。</p>
事務局	<p>遊休農地に関しては、今大貴さんが言われたように、どうしても耕作できないような農地、あとは木が生えてしまっているとか、非常に再生が困難な農地というのにはあります。そういう農地に関しては、非農地の判断をするような形になりますので、そちらのほうにつきましては判断基準等もありますことから、また改めてご説明はさせていただきますが、国のほうでも再生できない農地に関しては非農地として判断して、非農地として判断されれば遊休農地からは削除されるような形になりますので、そちらのほうにつきましても検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>私のほうから一言いいですか。</p> <p>大洋のほうの大体今の現状は、耕作放棄地がどんどん増えてしまってきて、ある程度解消して、相対で賃貸を結んでいるところがあるのだけれども、そういう相対で賃貸を結んでいるところは、こういうところはのらないわけだね、パーセント的に。やっぱり中間管理機構を通さなければ。</p>
事務局	<p>中間管理機構もしくは農業委員会でやっている利用権設定、これをやった面積の集計したものが集積率になりますので、相対、ヤミ耕作では、実質は集積はされているのかもしれません、集積率としては計上できないような形になります。</p>
議長	<p>分かりました。やっぱり農業委員会を通して賃貸を結べば、それは実績としてなるということで。分かりました。</p> <p>そういうことでございますので、そのほかの何か質疑ありますか。どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決いたします。</p> <p>議案第7号 「農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)について及び最適化活動の目標の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	(異議なしの声あり)
<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>	
	<p>(議案第8号 令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要望について)</p>
議 長	続きまして、議案第8号 「令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>ご説明いたします。</p> <p>この件につきましては、茨城県農業会議から意見の集約の依頼がありまして、先月、定例総会にて各委員皆様及び郵送にて農地利用最適化推進委員の皆様に6月10日までに意見と要望書の提出をお願いしたところであります。今回農業委員4名、農地利用最適化推進委員18名から意見書の提出をいただきました。提出していただいた意見を踏まえまして、農政部会において検討、集約後、農業会議へ報告したいと考えております。</p> <p>つきましては、鉾田市農業委員会会議規則第27条第1項によりまして、意見集約を農政部会へ付託していただきたく、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。質疑はないでしょうか。</p> <p>はい。</p>
菅谷美尚委員	かなりデリケートな案件なので、自分は委員ではないですけれど

	も、委員になられた方が真剣に論議してもらって決めてもらいたいと思います。
議長	どうでしょうか。ほかにないでしょうか。
大貫修一委員	何がデリケートなんでしょうか。
菅谷美尚委員	デリケート。自分らが決めても、一概にそれが上にどのような問題でもないと思うのですよね。そういう面で、ちょっとデリケートな部分があるかなと思ったからそういうふうに言ったのですけれども。すみません。
議長	そのほか質疑のほうありますでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 議案第8号 「令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」、農政部会に取りまとめを付託することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、農政部会において取りまとめをした意見を、茨城県農業会議へ報告することといたします。
	(議案第9号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）について)
議長	続きまして、議案第9号 「「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）について」を議題といたします。
議長	事務局の説明を求めます。

事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>全国農業新聞についてですが、現在各農業委員さんにおかれましてご購読いただいているところです。今後のさらなる購読数の増加を目指して取り組んでいくために、5月に開催されました県全体の農業委員会会長・局長会議においても、新規購読者の確保について話し合いが行われてあります。また今回農業会議より、農業委員・推進委員による普及推進に関する申合せ決議について総会で採択する取組が求められておりますので、議案に上程をさせていただきました。</p> <p>この全国農業新聞の普及促進については、農業委員会の重要な業務の一つとして位置づけられており、掲載内容についても各地の先進事例や、身近な情報なども掲載されておりますので、農業経営に役立つ情報もあると思われます。ですので、お知り合いなど、興味のある方などいらっしゃいましたら、ぜひお勧めいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）について読み上げます。</p> <p>「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議</p> <p>農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。</p>
議長	<p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う。 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。 令和4年11月末までに購読部数74部の達成を目指す。 <p>令和4年6月24日、鉢田市農業委員会。 以上でございます。</p>
箕輪美代子委員	<p>これより質疑に入りたいと思います。質疑を許します。</p> <p>はい。</p> <p>23番、箕輪です。一番最後で、購読部数74部目標とありますけれども、現在の部数は何部なのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の部数なのですけれども、実際にはこの74部を、大変申し</p>

	<p>訳ないのですけれども、超えております。ただし、農業委員さん、推進委員さんについては1名ずつ普及促進をしていただきたいということで、今回椅子のところに置かせていただきましたが、その中に全国農業新聞の申込書、あとは普及促進のグッズですか、そちらのほうも入っておりますので、ぜひとも1人以上加入して、購読をしていただけるようにお願いできればと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>はい。</p>
大貫修一委員	全国農業新聞は、これ農業委員の人が集金に行くのですか。
議 長	事務局。
事 務 局	<p>現在は集金のほうは、農協のほうから引き落としという形にはなっているのですけれども、中には引き落とせない方については農業委員さんに集金のほうをお願いしていることもございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>そういうことです。</p> <p>この農業新聞ということは、このほかにも違う農業新聞もあるらしいのです。農家の方に聞くと、やはりこの農業新聞より、もう一個の農業新聞のほうがためになるような、そういう話をしていたから、なかなかいい返事をしてくれないです。一応声はかけてはいるのですけれども、そういうのが大体現状です。私はそういう感じでありますけれども。</p> <p>そういうことで、どうでしょうか。質疑そのほかないでしょうか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>では、質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決のほうをいたします。</p> <p>議案第9号 「「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。

(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)

議長 続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事務局 6件の届出がございました。19筆で合計面積が2万527平方メートル。全て合意解約となっています。
以上でございます。

(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)

議長 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。
事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事務局 3件の届出がございました。42筆で、面積につきましては合計で3万2,131平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。
以上でございます。

(報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)

議 長	続きまして、報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より1件の照会がございました。 番号1番、1筆で地目、畑から雑種地への変更。現況地目を確認して非農地であったことから、令和4年6月16日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わりたいと思います。
議 長	その他のほうですけれども、私から一言、皆様にお願いをしたいと思います。 6月23日から参議院選挙の期日前投票が始まりましたが、農業委員は選挙運動は禁止されておりますので、気をつけて行動していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。 また、先日事務局に匿名でありましたが、農業委員さんが外国人実習生の不法就労や就労時間を制限違反しているなどの通報がございました。事実ではないと思いますが、市民に見られていることを意識して活動していただければいいなと思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願ひします。 どうぞ。
海老原康廣委員	18番、海老原です。4月、5月、6月ともう3回、総会やりましたが、例年ならば、一応4月に、先月も申しましたが、顔合わせ会をしてという話になるのですけれども、会長、来月辺りどうでしょうかと思うのですけれども。
議 長	今まで通常ですと歓送迎会という形だとか、納涼会という形いろいろやっていたような感じだけれども、これがコロナでどういう形か、今のところ見通せないので、俺からやろうと手を挙げてしまったら、後で何かあったら俺が怒られてしまうから、皆さんでそれ考えていただいて、俺はやったほうがいいのではないかと思うけれども、どうでしょうか、皆さん。意見。俺が先頭になってやってしまったら、何が……

事務局	事務局なのですが、昨日うちのほうで民生委員さんのほうに確認したところ、民生委員のほうも通常であれば泊まりがけの研修とかもあるらしいのですが、まだそちらについても実施していないということもあるので、もう少し様子を見ていただく方がいいのかなと事務局としては思っております。 以上です。
議長	そのほか皆さんで何かあれば。
坪沼美知子委員	2番、坪沼です。 今事務局のほうからも提案されていましたように、やはり幾ら緩和されてきたとはいっても、まだまだ控えるべきではあるのかなと思いますので、全てやらないという方向ではなくて、様子を見ながらということで、早急にということではなく、少し検討しながら、周りの状況を見てから行うということのほうがよろしいのではないかと思います。
議長	どうでしょうか。大っぴらには言えないのだけれども、何回か、2回くらいやって、何事もなかったから。やりたいのはやりたいのだけれども、ただ俺が先頭に立ってやるわけにいかないもので、皆さんからのそういう意見があれば、そういう方向でやるし、少し様子見たほうがいいという意見が今出たものだから、どっちと言わず、私からは今のところ中立な立場で何とも言うことはできないけれども。ただ、皆さんがそういうふうに自粛に走って、何の会合もやらないということになっていくと、少し様子を見て落ち着いてからのほうがいいかなと思って。コロナのワクチンも皆さん3回は打っていると思いますけれども、4回目の通知が間もなく来ると思いますから、それで大体落ち着くのかなと私は思いますけれども、これ相手が目に見えない魔物だから、そのところは今のところ何とも言えない状況でございますので。 俺は毎日新聞を見ているのだけれども、鉢田も一桁台で3人とかという、そういう波でやっているものだから……
大貫修一委員	すみません。民生委員の人が、農業委員会で飲んだから民生委員でもやろうではないかというふうに持つていけないですかね、逆に。民生委員の動向をうかがうのではなく、民生委員の人が逆に農業委員会のほうの動向をうかがうと、増えている段階なら何とか言えないのですけれども。
海老原康廣委員	すみません。あと、今ならば県のトラベルで5,000円割引と

	か、2,000円のサービス券とか、そういうのも今やつて、金額的には安くできる時期なのですね。
議長	関東地区はG.O.T.O割引というのか、あれがやっぱり5,000円、7月何日からで、飲食店で5,000円割引、その後にお土産代に2,000円つくから7,000円割引のようなことは今のところやっていますけれども。ただ…… では、どうでしょうか。
大貫修一委員	はっきり言うと送別会、前の農業委員さんの時に送別会やっていましたように、会長先頭ではなく、有志でやればいいと思います。そうすれば、皆さん集まることができると思いますけれども。
議長	そういう意見もありますけれども、どうでしょうか。やっぱりやる人とやらない人と別れてしまっていては、一つの組織として活動するのも何にしても、皆さんである程度意見を集約したほうがいいのではないかなと思いますけれども。
井川栄委員	彼ら、新人は少し見送ったほうがいいのではないかというような、私個人の考え方。
議長	やはりそういうような個人の考えを皆さんに言っていただいて、それである程度決めていただければ。ただ、これ黙っていたのではいつになんでも時間ばかりたつだけで、この後農政部会の集まりもあるものですから、まだ時間のほうもかかるものだから。 では、これちょっとやったほうがいいか、やらないほうがいいか、手を挙げてもらうか。そのほうがいいな。やっぱり多数決の民主主義の法則だから、多数決で。やったほうがいいと思う人。
	(拳手)
議長	半分だね。半分でやってもしようがないから、来月もう一回、総会終わってからこの案は皆さんで考えていただいて、やる方向で少し考えていただいて。私もやりたいけれども、この前やったときには農業委員会という名前を隠してやったけれども、そういう形である程度はいいと思いますので。そういうことで、来月に延ばしていきたいと思います。
議長	それでは、長々と今日は随分議案も多かったもので、時間もかかりました。 議事日程を全て終了しましたので、以上をもちまして鉢田市農業

委員会定例総会を閉会したいと思います。

午後4時52分 閉会

署名入

議長（会長）

7番委員

8番委員